財政制度等審議会令(抄)(平成12年6月7日政令第275号)

(分科会)

第6条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

Ø ₹h	式 労 市 攻
名	<u>所掌事務</u>
たばこ事業等分科会	一 たばこ事業及び塩事業に関する重要事項を調査審議すること。
	二 たばこ事業法(昭和59年法律第68号)の規定及びたばこ事業法施行令第4条第5項
	の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
	三 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第17条第5
	項、第29条第5項、第41条第5項、第116条第4項及び第120条第4項の規定に
	基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
	四 資源の有効な利用の促進に関する法律第25条第3項の規定に基づき審議会の権限に属
	させられた事項を処理すること。
	五 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の7第3項の規定に
	基づきその権限に属させられた事項を処理すること。

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員(第3条第2項第2号に掲げる者を 除く。)及び専門委員は、財務大臣が指名する。
- 3 第3条第2項第2号に掲げる臨時委員は、国家公務員共済組合分科会に属する。
- 4 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 5 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 6 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員及び臨時委員のうちから分科会長が あらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

財政制度等審議会令(抄)(平成12年6月7日政令第275号)

(部会)

- 第7条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長(分科会に置かれる部会にあっては、分科会長。次項において同じ。)が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじ め指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会(分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。)は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。